

令和7年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和7年度の地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表します。

令和8年2月27日現在

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・北区大井の一部③ ・北区御津中山の一部② ・北区建部町西原の一部③ ・北区菅野の一部② ・北区御津高津の一部 ・北区建部町建部上の一部① ・南区阿津の一部① 	令和7年4月 1日から 令和8年3月31日まで
倉敷市	<ul style="list-style-type: none"> ・児島小川7丁目の一部 ・川西町の一部 ・広江1丁目の一部 ・玉島柏島の一部 	令和7年4月 1日から 令和8年3月31日まで
玉野市	<ul style="list-style-type: none"> ・南七区の一部及び槌ヶ原の一部 ・槌ヶ原の一部 	令和7年4月 1日から 令和8年3月31日まで
高梁市	<ul style="list-style-type: none"> ・松山の一部（松山F地区） ・松山の一部（松山G地区） 	令和7年4月 1日から 令和8年3月31日まで
新見市	<ul style="list-style-type: none"> ・大佐田治部の一部 ・哲西町矢田の一部 ・新見の一部 ・哲多町成松の一部 	令和7年4月 1日から 令和8年3月31日まで
真庭市	<ul style="list-style-type: none"> ・蒜山下和の一部 ・小童谷の一部 ・勝山の一部 ・西原の一部 	令和7年4月 1日から 令和8年3月31日まで

令和7年度地籍調査事業計画

令和7年4月1日現在

※令和6年度予算繰越地区

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
新見市	<ul style="list-style-type: none">・新見の一部・神郷下神代の一部	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
真庭市	<ul style="list-style-type: none">・勝山の一部・西原の一部・小童谷の一部・美甘の一部	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで